（特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法）

第六十四条の八　法第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供は、機構から特定利用者証明検証者証明符号を記録した電磁的記録媒体を特定利用者証明検証者に送付する方法により行うものとし、電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の九　令第二十五条の四に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十　法第三十八条の三第三項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　その他主務大臣が必要と認める事項

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六条　［略］

２　前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は同項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（保存）

第八十二条　法、令及びこの省令の規定に基づく申請書その他の書類（電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存したものを含む。）の保存期間は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該書類を受理し、又は作成した日から当該各号に定める日までの期間とする。

［一　略］

二　法第十七条第一項第五号の規定による主務大臣の認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が行う特定認証業務の利用者となるための申込みに関する書類で次に掲げるもの　当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ　第二十六条第三号の説明に関する記録

［ロ～リ　略］

三　認定事業者が行う特定認証業務に係る電子証明書の失効に関する書類で次に掲げるもの　当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

［イ～ハ　略］

ニ　第二十六条第十一号の失効に関する情報及びその作成に関する記録

四　認定事業者の組織管理に関する書類で次に掲げるもの　当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ　第二十六条第十四号の規程及びその変更に関する記録

ロ　第二十六条第十六号イの事項及びその変更に関する記録

（特定利用者証明検証者証明符号の提供の方法）

第六十四条の八　法第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供は、機構から特定利用者証明検証者証明符号を記録した電磁的記録媒体を特定利用者証明検証者に送付する方法により行うものとし、電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（確認の業務の廃止の届出事項）

第六十四条の九　令第二十五条の四に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一・二　同上］

（機構と特定利用者証明検証者との間での取決めの内容）

第六十四条の十　法第三十八条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六条　［同上］

２　前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は同項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（保存）

第八十二条　［同上］

［一　同上］

二　法第十七条第一項第五号の規定による総務大臣の認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）が行う特定認証業務の利用者となるための申込みに関する書類で次に掲げるもの　当該書類に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日

イ　第二十六条第一号の説明に関する記録

［ロ～リ　略］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　第二十六条第九号の失効に関する情報及びその作成に関する記録

四　［同上］

イ　第二十六条第十二号の規程及びその変更に関する記録

ロ　第二十六条第十四号イの事項及びその変更に関する記録